

学校法人聖路加国際大学公的研究費による物品購入に係る取引停止の措置に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人聖路加国際大学公的研究費管理規程に基づき、学校法人聖路加国際大学（以下「法人」という。）における公的研究費に係る物品の購入及び役務その他の契約（総じて、以下物品購入等という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において公的研究費とは、学校法人聖路加国際大学公的研究費管理規程第3条に定めるものをいう。

- 2 この細則において取引停止とは、公的研究費による物品購入等に係る業者選定並びに発注の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 公的研究費使用マニュアルに基づいて物品購入等の手続きを行う者は、物品購入等の発注先（以下、業者という。）が、第2項（1）～（4）に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係の概要その他必要事項を最高管理責任者に報告をする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、情状に応じて定めた期間において当該業者との取引停止を行うものとする。

（1）虚偽記載

物品購入及び供給契約においてその内容及び提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手先として不適切であると認められたとき。

（当該認定をした日から1か月以上6か月以内）

（2）独占禁止法違反行為

法人との契約及び業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律「独占禁止法」第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき

（当該認定をした日から1か月以上9か月以内）。

（3）競争入札妨害又は談合

取引先である個人又は法人の代表者等、一般役員、使用人が、刑法第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は公訴を提起された場合。

（逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内）

（4）不正又は不誠実な行為

上記、(1)から(3)に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。（当該認定をした日から1か月以上9か月以内）

- 3 最高管理責任者は、前項により当該業者との取引停止を行う場合は、業者名、取引停止期間を物品等の取得手続きを行う物品管理課および研究センター研究助成課の責任者（以下、購入手続責任者という。）に対し周知しなければならない。

(取引制限の特例)

第4条 取引中止を除き、取引停止処分を受けた取引先に次に掲げる特例措置を講じることとする。

第3条第2項各号の措置要件において重複該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって各々取引停止期間の短期及び長期とする。

- 2 取引停止の期間中の取引先が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該取引先について取引停止を解除するものとする。
- 3 取引停止の期間中の取引先であっても、当該取引先からでなければ給付を供受することができない等、特殊、特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限定し取引の相手方とすることができるものとする。
- 4 第2項及び第3項の措置を講じた場合は、内容、必要事項等を最高管理責任者へ報告する。

(取引停止処分の通知等)

第5条 最高管理責任者は、前条に規定する取引停止の処分を行う場合、関与したとされる不正使用の概要並びに取引停止の開始日及び期間を文書により前条の業者等に遅滞なく通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、取引停止の処分を行った場合は、不正使用の概要並びに取引停止の処分の内容を統括管理責任者、副統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に遅滞なく通知するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第6条 購入手続責任者は、第3条の規定による取引停止、第5条第1項の規定による取引停止の解除をしたときは、法人のホームページ上で公表するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条に規定する取引停止の処分を行う場合、関与したとされる不正使用の概要並びに取引停止の開始日及び期間を文書により前条の業者等に遅滞なく通知するものとする。

(業者等への是正措置)

第7条 最高管理責任者は、第3条に規定する取引停止の処分を行わない場合において、業者等に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(業者選定の取り消し)

第8条 購入手続責任者は、取引停止された業者について、現に業者選定手続を行っている場合は、当該業者の選定手続を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第9条 購入手続責任者は、取引停止の期間中の業者が公的研究費における契約に係る全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(取引停止機関の減免)

第10条 購入手続責任者は業者が過去の不正取引について自己申告した場合は、情状を考慮し取引停止期間の減免をすることができる。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

1. この細則は、2015年4月1日から施行する
2. 改定：2016年7月19日（一部改定）
3. 改定：2017年4月1日（第3条・取引停止の措置・部署名変更）
4. 改定：2019年10月1日（第3条・取引停止の措置・部署名変更）
5. 改定：2021年4月1日（第3条・取引停止の措置・部署名変更）